

横浜市記者発表資料

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

令和7年11月18日
市民局市民情報課

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3270号から第3272号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 松村 雅生）は、本日、次の3件の答申を行いました。

答申第3270号では、横浜市長が行った一部開示決定及び不開示決定は妥当ではなく、対象行政文書を改めて特定すべきと判断しています。

答申第3271号では、横浜市長が行った一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

答申第3272号では、横浜市長が行った不開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

(1) 「総労第26706号に該当する職員について児童手当に関わる書類 1 当該職員と、労務課や区局担当者とのメール記録」外1件の一部開示決定及び「総労第26706号に該当する職員について児童手当に関わる書類 1 海外在住していない申立書」外2件の不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3270号】

(2) 「(1)令和5年度女性福祉相談事業に係る法律相談の利用状況について (2)相談対応記録」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3271号】

(3) 「(1)平成30年度以降の組織図 (2)平成30年度以降に栄土木事務所の所長、副所長、係長に在職した職員（退職者含む）の人事台帳」の不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3272号】

2 質問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	質問日	請求者	実施機関
3270	令和6年3月15日	令和6年4月24日	令和6年6月18日	令和6年7月17日	個人	市長
3271	令和6年5月30日	令和6年6月27日	令和6年7月2日	令和6年7月30日	個人	市長
3272	令和6年4月3日	令和6年4月17日	令和6年7月16日	令和6年8月19日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3270	<p>「総労第 26706 号に該当する職員について児童手当に関わる書類 1 当該職員と、労務課や区局担当者とのメール記録 2 令和 4 年度現況届」（以下「文書 1」という。）及び「総労第 26706 号に該当する職員について児童手当に関わる書類 1 海外在住していない申立書 2 児童手当消滅届 3 他局、他自治体及び国への照会文書」（以下「文書 2」という。文書 1 及び文書 2 を総称して、以下「本件審査請求文書」という。）</p>	<p>一部開示及び不開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。) 第7条第2項第1号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名、個人メールアドレス、居住地、海外渡航歴、パスポート査証、所属担当職員氏名、所属、電話番号及びFAX番号、職員個人メールアドレス、個人の氏名、住所、生年月日、性別、続柄、生計監護情報、職業、職員番号、所属、所得額及び控除額情報 <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。）</p> <p>条例第7条第2項第5号柱書に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員個人メールアドレス <p>（日常の事務において市役所内部の関係者や外部の関係者など、限られた者との連絡に使用されており、公になった場合、いたずらや偽計等に使用されるなどにより、メールアドレスを用いる本来の業務に支障を来すなどの弊害を生じるおそれがあることから、市の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p> <p>不存在</p> <p>（本人による申立及び届出がないことから、保有していないため。本件児童手当事務において、他局、他自治体及び国へ照会をした事実がないことから、保有していないため。）</p>	対象行政文書を改めて特定すべき
3271	<p>「令和 5 年度女性福祉相談事業に係る法律相談の利用状況について」（以下「文書 1」という。）及び「相談対応記録」（以下「文書 2」という。）（以下これらを総称して「本件審査請求文書」という。）</p>	<p>一部開示</p> <p>条例第7条第2項第1号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名及び印影 <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。）</p> <p>条例第7条第2項第5号柱書に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談対応記録 <p>（個人に対する相談対応の経過であり、相談業務の適正な執行に支障を及ぼすため。）</p>	開示範囲を拡大すべき
3272	<p>平成 30 年度以降の組織図（以下「文書 1」という。）及び平成 30 年度以降に栄土木事務所の所長、副所長、係長に在職した職員（退職者含む）の人事台帳（以下「文書 2」という。）の行政文書（文書 1 及び文書 2</p>	<p>不開示</p> <p>条例第17条第3項に該当</p> <p>（横浜市組織図は、市民情報センター及び市立図書館で閲覧可能であるため。）</p> <p>条例第7条第2項第1号及び第5号工に該当</p> <p>（人事台帳には人事管理上必要となる職員個人に関する詳細な情報が記載されており、これ</p>	原処分妥当

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
	を総じて以下「本件審査請求文書」という。)	らを開示することにより、人事に対する信頼を損ない、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。)	

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3270	<p>《横浜市職員に対する児童手当に係る事務について》</p> <p>児童手当は、児童手当法（昭和46年法律第73号）及び関連法令に基づき、日本国内に住所を有し、中学校卒業までの児童を養育している等の支給要件に該当する者に対して支給され、その支給を受けるべき事由が消滅したときは、児童手当受給事由消滅届を市町村長等に提出しなければならないこととなっている。</p> <p>横浜市における児童手当の認定等の事務は、こども青少年局こども家庭課が担当し、横浜市職員（市長部局に所属する職員に限る。以下「職員」という。）に対する児童手当の認定等の事務は、総務局労務課が担当している。</p> <p>児童手当の受給資格者は、市町村長等に対し、毎年6月1日から同月30日までの間に、その年の6月1日における状況を記入した届出書（以下「現況届」という。）を提出する必要があり、総務局労務課では、毎年、児童手当を受給している職員から現況届の提出を受け、引き続き児童手当を受給する資格があるか審査している。児童手当の支給要件の有無等について疑義が生じた場合は、区局労務主管課担当者を通じ、調査を行う。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 文書1は、令和6年3月13日総労第26706号に係る職員（以下「本件職員」という。）が区局労務担当者に送付した電子メール及び添付資料並びに本件職員が申請した令和4年度現況届である。</p> <p>イ 文書2は、本件職員が提出した海外在住していない申立書及び児童手当受給事由消滅届並びに本件職員に対する児童手当支給事務に係る他自治体等への照会文書である。</p> <p>ウ 審査請求人は、本件審査請求文書の不開示部分の開示を求めておらず、対象行政文書の特定の不備を主張しているため、文書特定の妥当性について以下検討する。</p> <p>《本件審査請求文書の特定の妥当性について》</p> <p>ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 本件開示請求書の「1 開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄で、具体的な児童手当に関する文書名を列挙して請求していることから、それらの文書の開示を求めていると解し、本件審査請求文書を特定した。</p> <p>(イ) 本件職員の児童手当支給事由については、職権で消滅処理を行ったため、本件職員から児童手当受給事由消滅届は提出されておらず、海外在住していない申立書も提出されていないことから、保有していない。</p> <p>(ウ) 本件職員に対する児童手当支給事務において、他局、他自治体及び国に照会する必要がある事項はなかったことから照会は行っていないため、照会文書は保有していない。</p> <p>(エ) 本件審査請求文書以外にも、別表のとおり、令和3年9月1日から令和6年3月15日までに作成・取得された本件職員に係る児童手当に関する行政文書が存在する。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>(ア) 実施機関は、本件開示請求書の「1 開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄で、具体的な児童手当に関する文書名を列挙して請求していることから、それらの文書の開示を求めていると解している。</p>

答申番号	判断の要旨																
3270	<p>このうち文書2を保有していないという上記ア(イ)及びウの主張に不自然・不合理な点は認められない。</p> <p>しかし、審査請求人は当該欄に「海外在住していない申立書や、労務課や区担当者のメール記録や電話内容メモなど。現況届など。児童手当消滅届出など。」と記載しているのであるから、具体的に記載されている文書名は例示であり、令和3年9月1日から令和6年3月15日までに作成・取得された本件職員に係る児童手当に関する全ての行政文書について開示を求めていると解するのが相当である。</p> <p>(イ) 当審査会が確認したところ、別表に掲げる行政文書は全て令和3年9月1日から令和6年3月15日までに作成・取得された本件職員に係る児童手当に関する文書であると認められる。実施機関は、本件職員に係る児童手当に関する全ての書類について別途一部開示決定を行っている旨主張するが、別途の開示請求に対して別途開示決定をしたことをもって、本件各処分において特定しなかったことが妥当となるものではなく、当該行政文書を対象行政文書として特定すべきである。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="282 781 1394 1179"> <tbody> <tr><td>1</td><td>令和3年度現況届（添付文書含む）</td></tr> <tr><td>2</td><td>児童手当（特例給付）額改定通知書</td></tr> <tr><td>3</td><td>児童手当（特例給付）支給事由消滅通知書</td></tr> <tr><td>4</td><td>システム保有文書（児童手当更新画面）</td></tr> <tr><td>5</td><td>システム保有文書（児童手当受給者台帳更新画面）</td></tr> <tr><td>6</td><td>システム保有文書（児童手当認定記録画面）</td></tr> <tr><td>7</td><td>システム保有文書（児童手当所得状況確認画面）</td></tr> <tr><td>8</td><td>システム保有文書（児童手当支給記録画面）</td></tr> </tbody> </table>	1	令和3年度現況届（添付文書含む）	2	児童手当（特例給付）額改定通知書	3	児童手当（特例給付）支給事由消滅通知書	4	システム保有文書（児童手当更新画面）	5	システム保有文書（児童手当受給者台帳更新画面）	6	システム保有文書（児童手当認定記録画面）	7	システム保有文書（児童手当所得状況確認画面）	8	システム保有文書（児童手当支給記録画面）
1	令和3年度現況届（添付文書含む）																
2	児童手当（特例給付）額改定通知書																
3	児童手当（特例給付）支給事由消滅通知書																
4	システム保有文書（児童手当更新画面）																
5	システム保有文書（児童手当受給者台帳更新画面）																
6	システム保有文書（児童手当認定記録画面）																
7	システム保有文書（児童手当所得状況確認画面）																
8	システム保有文書（児童手当支給記録画面）																
3271	<p>《女性福祉相談事業に係る事務について》</p> <p>横浜市では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第4条に基づき、女性相談支援員が女性福祉に関する相談に応じ、必要な支援及び保護を行っている。</p> <p>また、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第3条の2及び第10条に基づき、児童の保護者、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な支援等を行っている。</p> <p>これらの相談支援において、離婚調停や裁判、保護命令制度等の法的判断や児童虐待における適正な手続等の法的課題を抱える場合には、こども青少年局こどもの権利擁護課の法律相談（以下「法律相談」という。）を利用し、弁護士から法的解説、助言等を受けている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 文書1は、令和5年度の法律相談の利用状況を記載した文書であり、相談日、担当弁護士、相談契機、担当者及び相談概要が記載されている。</p> <p>イ 文書2は、女性福祉相談事業に係る相談対応記録のうち、法律相談に係る部分である。</p> <p>ウ 条例第7条第2項第1号及び第5号柱書に該当するとして不開示としていることから実施機関に確認したところ、答申の「3 実施機関の一部開示理由説明要旨」の主張のほか、次の説明があった。</p> <p>(ア) 個人の氏及び印影（以下「不開示部分2」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、条例第7条第2項第1号本文に該当し、同号ただし書アからウまでに該当せず、不開示とした。</p> <p>(イ) 文書1のうち相談概要（以下「不開示部分3」という。）は、相談者の状況や法的課題が記載されており、加害者や関係者等であれば保有し、又は入手可能である情報と照</p>																

答申番号	判断の要旨
3271	<p>合することにより、特定の個人を識別することができる。また、特定の個人を識別することができないとしても、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2項第1号本文に該当し、同号ただし書アからウまでに該当せず、不開示とした。</p> <p>さらに、これらの情報を開示すると、加害者に相談内容を知られるおそれを想起させ、被害者が行政への相談や支援を受けることをちゅうちょするなど、相談事業の適正な遂行に支障を及ぼすため、条例第7条第2項第5号柱書に該当し、不開示とした。</p> <p>エ 当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。</p> <p>《条例第7条第2項第1号の該当性について》</p> <p>ア 文書2のうち相談者の相談内容及びその対応を記載した部分（以下「不開示部分1」という。）には、女性福祉相談事業における相談者の相談内容及び状況、相談に対する実施機関の対応及び弁護士の助言等が記載されている。</p> <p>このうち別表に掲げる部分は、実施機関の事務的な応答、対応等を記録した職員を示す記載及び弁護士の回答内容である旨を示す記載にすぎず、特定の個人を識別することができるものではなく、かつ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないため、本号本文に該当しない。</p> <p>その余の部分は、相談者の詳細な相談内容及び状況、相談に対する実施機関の対応及び弁護士の助言等が具体的に記載されている。文書2は配偶者等からの身体的暴力等という個人の生命・健康・生活に関わる相談に係る文書であることを踏まえると、これらの情報は通常他人に知られたくないものであることから、特定の個人を識別することができないとしても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>イ 不開示部分2には、実施機関職員の氏及び個人印の印影が記載されている。これらの情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。</p> <p>このうち別表に掲げる部分は、当該職員の氏名が横浜市職員録に掲載されていることから、慣行として公にされている情報であり、本号ただし書アに該当する。</p> <p>その余の部分は、横浜市職員録に掲載されていない職員の氏及び個人印の印影であり、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>ウ 不開示部分3には、法律相談での相談概要が記載されている。</p> <p>このうち別表に掲げる部分は、特定の個人を識別することができるものではなく、かつ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないため、本号本文に該当しない。</p> <p>その余の部分は、相談者の状況や相談内容を具体的に記載したものであり、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>《条例第7条第2項第5号柱書の該当性について》</p> <p>不開示部分1及び不開示部分3について</p> <p>このうち、別表に掲げる部分については、相談者が特定されるおそれや相談内容を知られるおそれがある情報とはいはず、開示することにより、行政への相談や支援を受けることをちゅうちょするなど、相談事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、本号柱書に該当しない。</p> <p>その余の部分については、上記《条例第7条第2項第1号の該当性について》のとおりであるから、本号については判断するまでもなく、不開示が妥当である。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>別表</p>

答申番号	判断の要旨		
3271	不開示部分名	開示部分	対象行政文書名
	不開示部分 1	1 頁目不開示部分 9 行目の全て、10 行目 1 文字目から 4 文字目まで及び 20 行目 4 文字目から 7 文字目まで、2 頁目不開示部分 18 行目の全て	文書 2
	不開示部分 2	1 頁目不開示部分 20 行目 8 文字目から行末まで	文書 2
	不開示部分 3	「相談概要」欄 1 行目及び 3 行目の全て並びに 2 行目 9 文字目から行末まで	文書 1
(注意) 文字数は、1 行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ 1 文字と数えるものとする。			
<p>《横浜市組織図に係る事務及び人事台帳に係る事務について》</p> <p>横浜市では、市の組織を市民に分かりやすく示すため、横浜市組織図を作成し、市のWEBサイトで公開しているほか、横浜市立図書館及び市民情報センターで配架している。</p> <p>また、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事業務を遂行するため、職員の人事管理上必要となる情報を人事台帳に記録し、一元化して管理している。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 文書 1 は、平成30年度から令和 6 年度までの横浜市組織図のうち栄区役所に係る組織図であり、栄区の部、課、係ごとの職員数及び係長以上の職員の職氏名並びに係ごとの事務分掌が記載されている。</p> <p>イ 文書 2 は、平成30年度以降の栄土木事務所の所長、副所長及び係長の人事台帳（退職者含む。）であり、氏名、職種等が記載されている。</p> <p>ウ 審査請求書及び反論書の記載から、審査請求人は、文書 1 の開示及び文書 2 の所長、副所長及び係長の専門分野の分かる部分のみの開示を求めていると解されるため、以下検討する。</p>			
3272	<p>《条例第17条第 3 項該当性について》</p> <p>文書 1 は、横浜市立図書館や市民情報センターに配架されていることから、条例の適用外の文書であると認められる。</p> <p>《条例第 7 条第 2 項第 1 号該当性について》</p> <p>ア 実施機関に文書 2 について確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 審査請求人が求める専門分野の記載部分は、人事台帳の職種欄が該当する。</p> <p>(イ) 当該職種欄は、法令や慣行で公にしているものではなく、現に公にしているものもない。</p> <p>イ 当審査会において、文書 2 を見分したところ、人事台帳には職種欄があり専門分野に係る情報が記載されていることが認められた。</p> <p>当該情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。職種は公にされておらず、慣行として知ることができ又は知ることが予定されている情報とはいえないため、本号ただし書アに該当しない。また、公務員の職又は職務遂行の内容に係る情報でもないから本号ただし書ウに該当せず、本号ただし書イにも該当しない。</p> <p>なお、実施機関は条例第 7 条第 2 項第 5 号エにも該当すると主張するが、上記のとおりであるから、同号については判断するまでもなく、不開示が妥当である。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>		

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

5 法令（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(1) 個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例・・・の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第2号から第4号まで省略）

(5) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

（イ及びウ省略）

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ（才省略）

（開示請求に対する決定等）

第10条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（他の法令等との調整）

第17条（第1項及び第2項省略）

3 この条例の規定は、市立図書館その他これに類する市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等については、適用しない。

（第4項省略）

お問合せ先

市民局市民情報課長 平賀 匠生 Tel 045-671-3881